

第1回山梨県障害者施策推進協議会 会議録要旨

- 1 日 時 平成26年7月22日(火) 午後1時30分～3時50分
- 2 場 所 ぴゅあ総合 中研修室
- 3 出席者
(委員)
柳田正明、竹内正直、小俣二也、志村隆司、有田明美、石合千年、望月雄三、佐久間史郎、小椋武夫、大柴洋子、栗原早苗、三浦洋美

(県側等)
福祉保健部長、福祉保健部次長、障害福祉課長、障害福祉課総括課長補佐、交通政策課、防災危機管理課、福祉保健総務課、健康増進課、産業人材課、道路管理課、建築住宅課、新しい学校づくり推進室、警察本部交通規制課、警察本部地域課、山梨労働局、山梨県障害者自立支援協議会

(事務局) 障害福祉課
企画推進担当(5人)、自立支援担当(1人)、地域生活支援担当(2人)、心の健康担当(1人)
- 4 傍聴者等の数 3人
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 福祉保健部長あいさつ
 - (3) 会長あいさつ
 - (4) 議事
 - ・「やまなし障害者プラン2012」の進捗状況について
 - ・「やまなし障害者プラン2015(仮称)」の策定について
 - ・その他
 - (5) 報告
 - ・山梨県障害者幸住条例の改正について
 - ・山梨県自立支援協議会からの報告について
 - (6) その他
- 6 会議に付した議題
 - ・「やまなし障害者プラン2012」の進捗状況について
 - ・「やまなし障害者プラン2015(仮称)」の策定について

7 議事の概要

(1) 議題「「やまなし障害者プラン2012」の進捗状況について」について
議題について、資料により、事務局から説明した後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

ただいま、事務局から説明がございました。これについて御質問はありますか。

(委員)

まず、2012年概要というA3版の大きな資料の右側の第3期山梨県障害福祉計画の5番目のところですが、専門性の高い相談支援事業のうち、聴覚障害者に関わる相談支援に関してどのように考えていくのか説明していただければと思います。

(事務局)

平成25年に障害者総合支援法ができましたことを契機に、情報支援に対する役割を明確にしていこうということで、都道府県が行う部分と市町村が行う部分を明確に分けることがございました。県が担う部分として広域的な支援がありますが、例えばA町からB町へ移動したり、いろいろな形で行動する時に調整が必要なことがあります。県では聴覚障害者情報センターを設置しております、このような広域的な支援を実施しています。ただ、市町村における手話通訳者の設置など体制整備をもう少しきちんとしていかなければならない。先ほど努力する項目ということでご指摘がございましたが、自立支援協議会を設置している自治体で集まって、今後どうすれば体制を整備していけるのか勉強会をしているところもあります。このことを踏まえ、市町村とも連携して取り組みを進めていきたいと思っています。

(議長)

よろしいですか。他にございますか。

(委員)

種類ごとのサービス見込み量の表のところ、就労継続支援B型が100%を超えています。これは、支援学校卒業後、就労するところがなくて、B型を利用する人が多いからです。

就労移行を目指している学校卒業者が就職できないことが問題であって、この100%はいいことではないと思います。

(障害福祉課長)

就労は高齢者や障害者の大きなテーマと考えています。今おっしゃっていたとおり、B型の利用者が多ければいいわけではなく、できれば一般就労へ行くことが望ましいわけでございますので、ジョブコーチの活動を高めたり、あるいは就業・生活支援センタ

ーの役割を強めていくことが課題で、もう少し利用していただいて、B型にとどまるのではなくて、できれば就労移行からさらに一般就労に行けるようにしていきたいと思っています。

(議長)

よろしいですか。

(委員)

資料1 - 2の障害者基本法の規定に基づく、審議会その他合議制の機関の設置が25.9%という低い数字が出ています。なぜ低いのか、今後の方向について、お話しください。

(事務局)

条例を設置根拠とする審議会でございますが、法律において県は設置義務がありますが、市町村は努力義務規定という中で、これまでも市町村に話をする中でお願いしてきた状況でございます。

現在7ですが、条例を根拠としないものも含めると、12ある状況でございますが、現状のところなぜ設置ができないかということについては把握していない状況でございます。この後、次のプラン策定にあたりまして、市町村と話をしていきますので、その時に状況を聞きながら、設置するように促していきたいと考えています。

(議長)

他にございますか。

(委員)

障害がある人たちが就労すること、地域移行することはたいへんなことだと思いますが、法的な整備がされたり、実際に受け入れるところがないと、とても就職できません。地域移行も施設から出ると言っても、グループホーム、ケアホームの数が少なかったり、その辺を整備する条件等、いろんなことをもう少し深く考えないと進まないと思います。

今、B型継続の話ですが、ここを見ると、支援学校の子どもの就職率は低いです。B型に来る子ども達は、就労はしたけども定着できなくて2・3ヶ月で辞めてしまって、B型が必要となることもあります。

労働局のハローワークの関係ですが、福祉・教育・医療を連携した雇用への移行事業が始まり、各事業所を歩いています。こういう事業も利用しながら就職させていきたいと話しています。そして、学校卒業して就労した後に、もう少しきめ細かい就労の支援がある方がいいと思います。

現状、B型は満杯ですので、雇用する時の現場のジョブコーチは必要だと思います。労働局でもジョブコーチを付けると言っていますし、今ある現場ももう少し活躍してほ

しいと思います。個々に支援があればできる子もいますので、そのような現場にジョブコーチを増やしてほしいと思います

B型と雇用の問題は、いろいろな面があり、数値目標だけではないですが、労働局と障害担当が、うまく連携して1人でも多く、定着できるような雇用を目指してほしいと思います。

地域移行ですが、グループホームやケアホームが足りませんので、グループホーム、ケアホームを増やすための施策をお願いします。

精神の人たちの退院や移行ですが、住むところ、日中活動、余暇等がそろっていないと後が大変です。就労に結びつかなかったり、何らかの支援が必要だと思います。この数値から見ると、もうちょっと多くなりたいと思います。

(障害福祉課長)

ジョブコーチの活用でございますが、85人の登録のところ、現在実労しているのは10人ほどという、たいへんもったいない状態でございます。ジョブコーチは時間がたつとなかなか実践的ではなくなってしまう面もございますので、もう1度ジョブコーチの登録につきましては、労働局と話し合いをしまして、85人全員とは言わなくても、できるだけ多くの人をジョブコーチとして実労していただくよう働きかけをしていきたい。また、障害者側への働きかけだけではなく、企業側の理解も重要でありますので、法定雇用率を下回っている状況であまり芳しい状態ではありませんので、働きかけをしていきたい。

さらに余談になりますが、障害者の職業訓練に特化した学校を開設するというところで、またA型B型よりも以前にこういうところで職業訓練ができるということで期待しています。

それから、グループホームが足りないという指摘がございましたが、地域移行ということで、施設整備に関しましては、県が直接施設を整備できるというものではございませんので、あくまでも民間の事業者に御協力をお願いするということとなりますが、何が足りないのか、どこに足りないのかを考えながら、国の補助金、県の補助金がありますので、補助金の活用につきましては、地域性や施設の計画を考慮していく考えでございます。

精神の方の地域移行は、ベッド数の削減など、政策的に地域移行を進めていこうという動きが強まっております。精神に障害のある方の地域移行、社会適応に関しましては、目標の中にも定めておりますが、社会適応訓練という事業を実施しております。現在、80以上の事業所に登録していただきまして、現時点では19の方が雇用されている状況でございます。100近い事業所が受け入れてもいいですと言っていると思いますので、活用を進めていきたいと考えております。

(議長)

よろしいですか。本日、労働局からみえていますので、何か参考になることがありましたら、お願いします。

(山梨労働局)

先ほど医療・教育・福祉の連携について、昨年度が初年度で、今年度から本格的に始まったということで、支援学校の方、就労支援センターの方、関係機関の方にお集まりいただきまして、会議を開催させていただきました。

また、昨年4月から法定雇用率が変わり、平成30年度から精神障害者の方の雇用が、法定雇用率の算定基礎に含まれるようになりますので、特に精神障害者の雇用につきましても、労働局でも積極的に取り組み、各ハローワークと連携を取っていきます。

(議長)

ありがとうございました。それでは他にございますか。

(委員)

数点、ご説明していただきたいと思います。まず、資料1-1のところ、障害者手帳交付者数を見ると、現状、身体の方は減っている状況ですが、療育、精神、特定の障害者手帳の交付者数は増えている状況でございます。現在、なぜ増えているのか、山梨県の社会状況をご説明願いたいと思います。

そして、先ほどから障害者に対する雇用の問題について、ご質問がたくさん出ておりましたけれども、私は10日ほど前に山日を見ていましたら、厚生労働省の調べで、障害者雇用の中でも虐待がまだ続いている。精神と知的障害者の状況がまだ緩和されていないと新聞に載っておりました。全国的な数字は3百何十人でございますが、山梨県においても、そのような状況はあるのかないかご報告をお願いしたいと思います。

それから、各市町村の障害者施策推進協議会の設置状況でございますが、まだ設置が進んでいない状況でございますので、県の方から市町村に対するご指導は願えないのか、それとも法律上ではそのようにうたっておりませんので、設置していいとしか書いてございませんので、その法律で拘束されて県の方から指導できないのか、そのご説明をお願いしたいと思います。

また、ここには載っていないのですが、道路について、山梨県で条例を作ってくださいまして、ユニバーサルデザインということで、バリアフリー化した道路を作っていく状況だと思っておりますが、その進捗状況を教えていただきたい。

(事務局)

今、4点質問いただきまして、1番初めの手帳の話と3番目の市町村の施策推進協議会の件につきましてお答えします。

手元に資料がございませんが、まず精神保健福祉手帳でございます。うる覚えの数字ですが、厚生労働省で3年に1度、患者調査というものをしまして、平成23年度時点の精神疾患で医療機関を受診している方が約320万人という数がございます、近年大幅に増えているような状況です。そのような中で精神の手帳につきましては大幅に増えているのではないかと考えています。

療育手帳につきましては年少しずつ増えている状況でございますが、その背景につきましては、手持ちの資料では把握していないので、改めて報告させていただきたいと思っております。

3つめの質問、市町村の施策推進協議会につきましては、確かに法律上努力義務ということで義務づけられていないため、市町村によっては条例で制定しているところもあれば、要綱等で設置しているところもあります。今年度プラン策定の年ということで、市町村とも話して、なぜできないのか、そういうことも聞き取りをする中で、市町村に対して促していきたいと考えています。

(議長)

虐待についてはどうでしょうか。

(障害福祉課長)

虐待の関係でございますけれども、企業の利用者側が企業で働いている障害者にどれくらい虐待があったか、厚生労働省から発表があったと思っておりますが、企業の利用者側の虐待は厚生労働省が所管している。それから、施設において施設の従事者がその施設にいる障害者に対してする虐待は県が所管している。また、家庭での、例えば親が障害を持つ子に対してした虐待は市町村が所管していると、虐待に関しましては、市町村が所管するものと、県が所管するものと、国が所管するものと3つに分かれているわけでございます。県が所管している部分、施設の従事者が施設の障害者にする虐待については、昨年の数字では3件程度と承知しております。また、市町村で所管している、親が子に対してする虐待は十数件あると承知しておりますが、これにつきましては現在、国で取りまとめ中ですので、改めまして数字をお示ししたいと考えています。

それから、ユニバーサルデザインの関係でございますが、資料1 - 2のNo.9以下がユニバーサルデザインの関係です。平成19年にユニバーサルデザイン基本指針を県で策定しました。ユニバーサルデザインを進めていく上での考え方を示したものでございます。これに基づきまして、各部でユニバーサルデザイン化を進めているわけですが、道路に関しましては県土整備部におきまして、歩道のフラット化ですとか、点字ブロックの配置とかを政策的に進めているということで、これにつきましては、おおむね計画どおりの進展がはかられていると考えております。

(委員)

今、一番最初にした質問に対して、明確な回答がしてもらえなかったですけれども、手帳交付者数が増えていることに対して、全国的に手帳交付者数が大幅に増えている、精神障害者が増えているとのことですが、手帳交付者数が増えていることを聞いているのではなくて、なぜ手帳交付者数が増えるような社会状況になっているのかご説明を願いたいと言ったのです。

(事務局)

たいへん失礼致しました。話が元に戻ってしまいますが、精神の手帳が増えている原因として患者数が増えているとお話しさせていただいたんですが、その患者数が増えていることについて、厚労省などの分析を見ますと社会の複雑化等が大きな原因でございます。

本県につきまして、なぜ増えているかにつきましては具体的な理由は持ち合わせていません。やはり国の方で患者が増えていると言っているところの社会の複雑化や、家庭における核家族化等が原因で、心の健康を害す方が増えています。その結果として手帳が増えているのではないかと推測するところです。

これにつきましても、調べてみて何かございましたらご報告させてもらいたいと思います。

(委員)

横内知事は山梨県を日本一住みやすい県にしたいと言っていますが、その中でこのような状況になっているということは、県政について、部長から説明をお願いします。

(福祉保健部長)

担当からご説明したとおり、精神障害者の数が増えているのは、本県特有の話ではなくて、全国共通の話で、そういう意味で患者数が過去と比べると大幅に増えているということをお話しさせていただいたところです。相対的な人口が本県に限らず、全国的に減っている中で、身体障害者の割合というのは人口に一定の割合でいらっしゃるということですので、そういう観点から見ますと、身体障害者が減ってきているのは、人口減が原因かなということでございます。

療育手帳につきましては、支援学校の生徒数が急増したということもありまして、かつて普通の学校と一緒にというご希望が多かったところが、生徒児童の特性に合わせた形で教育を受けた方がいいというふうに主治医の方、親御さんが考えていることが増えてきている。そういうこともあって、今まで潜在化してきたものが表に出てきて、その特性にあった教育を受けるべきだという考え方に変わってきた。そういうこともありまして、手帳を取得される方が多くなってきていることだと思っています。

また、精神に関しても同様でございます。原因とすれば、精神疾患の方が増えているというのは、ストレスとか、いわゆる複雑化する社会になかなか適応していけない方が全国的に増えている中で、手帳の取得に対してそういった方がいろんなサービスを受けるためには手帳を取得しておいた方がいいだろうという理解をしています。けっして本県特有の現象であるとは考えておりません。

(議長)

この後、新しいプランの説明や幸住条例の説明、報告がございますので、まだご発言のない方に限って、知りたいということがあれば1人だけお願いします。ございますか。では簡単をお願いします。

(委員)

2つ確認させてください。

まず、先ほど委員の方から出された内容ですが、市町村に障害者施策推進協議会を設置する、これは義務ではないというお答えがありました。そのことに関して、それは、国なのか、それとも山梨県の考え方なのかということを確認させてください。障害者基本法の中に書いてある市町村に設置が必要だということは、これは決まりであると思っていますのですが、そのあたりはどうなのかということを確認させてください。

2つ目ですが、手話通訳者設置に関してです。まだまだ遅れているというところが、数字で現れていますが、その理由を見てみますと、手話通訳の設置は予算、また人的把握が難しいためと書いてあります。この理由、なぜ難しいのかということが私にはちょっと理解し難いのですが、必要がないから予算を取らないのかというふうな考え方にも取ってしまうんですが、必要だから予算を組み立てるという書き方にならないものか。手話通訳は必要ではないというような受け方をしてしまいます。この2点について確認をさせてください。よろしく申し上げます。

(障害福祉課長)

まず初めに、協議会、法律には合議制の機関と書かれておりまして、都道府県においては置かなければならない、必置という規定になっておりますが、市町村におきましては置くことができるという規定になっております。ですから、置かなくても違法ではないと、法律的にはそうなっております。

手話通訳者設置に関することですが、個人的意見かもしれませんが、やはり確かに市町村で新たに手話通訳者ができる人を雇うということはなかなか難しい面があるかと思えます。ですから、可能であるならば、今いらっしゃる職員の中で手話通訳を勉強していただくのが一番手っ取り早く、経費もかからないので、そのような方法を市町村に働きかけをしていければと思います。

(議長)

それでは、2012年の数値目標の進捗状況につきましてはご了承いただいたということによろしいでしょうか。

(委員)

はい

(2) 議題「「やまなし障害者プラン2015(仮称)」の策定について」について
議題について、資料により、事務局から説明した後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

ありがとうございました。ただ今、事務局の方から新たなプラン、来年度から3年間の障害者施策の説明がありました。障害者基本法で障害者施策を作成するにあたり皆様

の意見を聞くことが定められておりますので、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(委員)

施策目標の1番の「ア」ユニバーサルデザインの推進のところに、公共施設等のバリアフリー化が載っています。道に点字ブロックができていて素晴らしいと思います。私の娘も障害があってプールに通っていますが、その点字ブロックの上に高校生中学生の自転車が遮るように駐車してしまいます。(バリアフリー化が)推進できても、それを守るモラルができていません。そういう現状であることを知っていただければと思って、ひとこと言わせてもらいました。

(議長)

他に何かございますか。まだご発言のされていない方、お願いします。

(委員)

安全・安心という項目がありますが、私は施設にいるのですが、施設の安全・安心は守られていないような気がします。

それは、自分で動けない人たちがもし地震や災害にあった時に、職員は30人に2人しかいません。

それでは、(自分で動けない人たちの)大部分が命を落とすのではないかと思いますので、もう少し職員を増やしてほしいと考えています。

(障害福祉課長)

施設の安心・安全ということでございますけれども、人的な基準につきましては、私たちの方で基準を満たしている施設について指定をしていますので、法的には問題はないと考えております。今の安心・安全、先ほどの説明にもありましたように、東日本大震災もありまして大変注目しているところでございまして、それがきっかけになりまして、防災のスプリンクラーを整備する事業を進めて参りました。今は終わってしまっているのですが、新しいプランの中で安全・安心について県としてどのように考えていくのか、今のようなお話を伺いしながら、考えていきたいと思っております。

(議長)

他にございますか。

(委員)

病院に30年くらい勤めていますので、その経験を元に、このプランについて質問をさせていただきます。

医療機関でも少子高齢化をすごく実感しているのですが、例えば、3.11の時に、人工呼吸器を付けた患者さんが電源を求めてやって来ました。そういう患者さんはもち

ろん最たるものかもしれませんが、透析をしていたり、酸素を使っていたり、医療依存度の高い人たちがこれからどんどん高齢になり、お年寄りになり、そういう社会になっていくと思います。

防災計画を見させていただいても、医療機関でも持っているし、県、市町村、保健所がそれぞれで持っています。例えば、人工呼吸器を付けて自宅にいる人は個人の防災計画をお持ちの方もいらっしゃいます。

3.11の時も体験したのですが、電源が落ちると電子カルテなので、見るができなくなります。紙カルテになっていないので、どこにだれがどういうふうな状況でいらっしゃるのかわからず、非常にとまどいました。

実際にこれから大地震が起こる可能性が何パーセントであるというお話を聞く中で、だぶって人が動くのではなくて、県としてどのように効率的に人を動かしていくのか、どうリンクして指揮命令系統はどのようにして命を守るのか、特に障害者で一人で動けない、支援を求めている方々に対してどのように効率的に動いていくのか、ビジョンがあったら教えていただきたいと思います。

(福祉保健部長)

貴重なご意見を頂戴しました。ありがとうございました。災害時おける障害者の方の安全・安心の確保という観点からのお話だと思います。おっしゃるとおりでございます。例えば2月の大雪の際、家庭で人工呼吸を使われている方、どこの町に、どの住所に、何人いらっしゃるか把握しておりまして、電源確保というところまで確認を致しました。

また、透析患者につきましては、住所氏名まで災害時のネットワークができていまして、また、透析を扱う病院には全て衛星の携帯電話が入っておりまして、病院間で連絡を取っていただいて、普段通われている病院ではなくても、一番近くの病院で透析が受けられるように医療機関同士で調整を行われたというような事実でございます。

患者さんがご自宅から病院へ行けない場合は、市町村経由で要請を受けて、ドクターヘリが出動して運んだということも事実としてございます。また、いつの時、どんな災害でも同様にうまく機能していく必要がありますので、現在、県では防災計画を全体的に見直しておりまして、その中で医療部署につきましても、どういう体制がいいか、あらためて検討しているところでございますので、今回の障害者に対しての計画の中でもこうした防災計画の検討を活かした内容としていきたいと思っております。貴重なご意見をありがとうございました。

もう一点、各市町村におきましては要援護者名簿、どの地区のどのご家庭にいざという時に支援が必要な方が、寝たきりのお年寄りがいるか、一人暮らしのお年寄りがいるか、把握して、要援護者名簿を作っています。現時点では27市町村のうち25市町村がこの名簿を持っています。いざという時にはこういう方に誰が声をかけるかというのを、市町村が具体的に協議しています。民生委員さん等に名簿を渡しているところではお近くの民生委員さんや自治会の役員さんがするという手はずになっているところもあるようですが、一方で個人情報が出ること嫌うという傾向もありまして、なかなかいざというときに本当にうまく機能するのかということさらなる検討が必要と思っ

ていますので、そうした検討を含めて、さらに市町村と検討しながら、いざという時に備えたものにしていきたいと思います。

(議長)

他にございますか。

(委員)

障害者計画と障害福祉計画の融合版ということなので、ちょっと気づいた点と、可能ならばご検討いただきたいという点をお話しさせていただきます。

ひとつは、まず、権利擁護、施策目標(2)の権利擁護の推進の中に障害者虐待防止法関係とありますが、これは中に含むという理解でしょうけども、場合によっては同系列といった意味ではなく、全然違うレベルの話かなと思います。

自己選択ということですが、これは重要ですが、先ほど新しいマスタープランで、第3期基本計画を参考に見直すということであれば、自己選択は取って、どこかに、権利擁護がらみのところで意思決定支援で、虐待防止に関しては別項目を立てた方がいいのではないかと。

虐待が3件という話がありましたが、これは決して小さな数字ではないです。ゼロでなければいけないのかなと思います。精査して対応されていると思いますが、けっこう重要なことです。

続きまして、保健・医療について。例えば、障害がある人を診察できる医者を増やしていく方向性を検討されて、特に、耳鼻科とか我慢している患者さんがいますので、そういうことを理解して障害者を診ますという医者何人いて、少なかったら何人にするということ障害福祉計画の方に入れてもらえたらいいかなと思います。

続いて、Cの教育環境の整備についてですが、いつもぼんやりするんですが、具体的に福祉教育ということで、小中高校で、どういうことをやっていて、もっと他の学校でも増やしていきたいという数値を障害福祉計画に入れたらどうかと思います。

それと就労支援関係のことでは、第3次計画、障害者の権利条約に絡んでいるところの合理的配慮、一番のかかわりのあるところは職場だと思しますので、どれぐらいの事業者が合理的配慮のことを知っていて、それを啓発するためにどのようなイベントをやり、何回開催するというのを障害福祉計画に、合理的配慮の理解を障害者計画に入れるならば、具体的な行為がこれで、何回というところを入れるかご検討いただきたい。

加えて言うならば、ウの社会参加のところでは、住民参加と協働、障害のある人も住民なので、障害のある人も役割を持っているということを理念的なところで入れて、そういったところで、社会福祉協議会との連携で障害のある人の理解と一しょに、いろいろ確保すること等、具体的数値を実績等も踏まえて、向こう何年に何回やりたい等、第4次計画に載せていったらいいかなと思います。

防災・災害について、具体的に福祉避難所の数を把握されて、具体的に足りるのか、足りないならば、地域バランスを考えて、どのくらい必要なのかということを検討して、入れていただければいいのかなと思います。

(委員)

これは要望ですが、障害福祉計画の一番最後に、障害児支援体制となっておりますが、近年、食べる飲み込むことのできない児童が増えていて、摂食・嚥下リハビリテーションを必要とする子が増えています。富士・東部口腔保健センターを作っていただいて、障害者歯科診療とは別に摂食・嚥下リハビリテーションをしていただきまして、ありがとうございます。

現在、甲府支援学校から依頼がありまして、摂食・嚥下リハビリテーションを行っているわけですが、ボランティア的なところが多くて、経済的にも保険的にも問題があります。当然、他の支援学校からも依頼があるわけですが、なかなかそれに対応できない。県主導で各支援学校へリハビリテーションを入れていっていただければ、非常にありがたいです。

(議長)

ありがとうございました。要望をいただきました。

(委員)

意見だけということを出します。障害者の声を聞ける環境というのがあることは社会参加ができるということと同じだと思っています。ですので、協議会を設けることから聞ける環境を作るということの工夫をしていただきたいと思います。

そしてもう1つ、障害者の差別を排除するというのことは、とても大切だと思います。実際にどのように起こっているのかということを整理していただき、報告も含めて事例などを集め、どのように対応をしていくのか、きちんと資料として作っていただければ、皆さんも情報の共有ができるのではないかと思いますので、意見としてあげさせていただきます。

(委員)

ユニバーサルデザインに関してですが、鉄道駅のバリアフリー化は、ここ数年無いのですか。3000人以上乗降客があるという駅に限定されているようだが、乗降客の数だけで決めるものでなくて、主要な駅、通勤客が多い、人口が多い等、もう少し作る目標の設定値を考えた方がいいのではないかと。

雇用就労の問題で、障害者の雇用率2.0%という1つの目標が出されております。これについて、いろんな機会に県や労働局から指摘あるいはアドバイスはされていると思うのですが、なぜ進まないのか。やはり市町村と一緒にあって、市町村のそれぞれの地域にどういう企業があるのか、どういう種類の仕事があるのか、これらを調査して、それに対応した施策が必要、取り組みが必要ではないのかと思います。

先ほどから意見が出されていますが、市町村の協議会は、法律的には義務でないとなっておりますが、県が市町村と連携をとって進めていくことは、障害者施策の推進を図る上で非常に大事なポイントではないかなと思います。これは意見です。以上です。

(委員)

私は雇用問題について非常に興味を持っていますのですが、少子高齢化となって産業も落ちているわけです。そういう時に、産業に対する障害者の生産力というものを大きくしていかなければならない。

ですから会社があるだけでなく、何ができるのかということを見せ、それに対するものを行政が作っていくという形を取らなければ、2パーセント、100人いれば2人を雇用するという法律がありますが、なかなか適応をしないことが多い。

われわれも雇用したいと思いますが、やはり適応が無ければ雇用はできない。逆に適応がある会社・企業も、何ができるかということ、行政が指導する形を取らなければ、なかなか雇用は増えてこない。この仕事ならばできるという仕事を、工場や会社に作らないといけない。

(議長)

プランの骨格についてのご意見・ご要望をいただきましたので、事務局で素案を作成し、次の協議会に諮るといってご了解いただけますでしょうか。

(委員)

はい。

(委員)

骨格に関する要望です。相談支援体制の充実について、自立支援協議会の報告書も読ませていただきましたが、個別相談ではなくて、総合相談に移行してもらえないかということが私の要望です。総合相談支援は、認知から医療からあらゆるものを網羅した人たちがチームを組んで、その人の相談者のところへ行って、その人の状況を的確に把握できるというようなシステムではないかと思いますが、よろしく願います。

そして先ほど、雇用問題について御質問がありましたが、県でも知的障害者に対する、何か特別な学校、訓練場を作ったのではないですか。県で答弁してください。

(障害福祉課長)

就労の関係につきまして、県立高等支援学校桃花台学園を開設する予定です。職業訓練・3つの分野、農業と清掃と食品の3分野のコースを設けまして、そこで職業訓練をする支援学校を開校する予定です。

(福祉保健部長)

いろいろなご意見いただきまして、ありがとうございました。次の3年間の新しい障害者プランを今年作らなければならないということで、今日はどういうタイトル、項目にするべきかということで、まず事務局側のご提案をさせていただきました。その細部を決定していくには、国の方で作りました新しい障害者基本計画、それからサービス量

をどうやって確保していくかという障害福祉計画が裏側にあり、この考え方を織り込んで、本日、項目をお示しさせていただきました。

これにつきまして、各委員からお話がありました。よく検討させていただきます。

柳田委員からは、自己決定、権利擁護等から始まりまして、合理的配慮が非常に重要だというお話がありました。

志村委員からは摂食障害児童の対応を支援学校へ広めるような提案がありました。

小椋委員からは差別を事例化して、今どういう状況であるかということ踏まえた上でやるべきだというご意見でした。

佐久間委員からは、駅の乗降客のためのユニバーサルデザインということでエレベーター・エスカレーターの設置基準を考えるご意見がありました。

後は、雇用ということが重要というご意見がありました。県としましても、なぜ進まないかということで、山梨県は中小企業が多く、障害者の仕事を用意して新たに人員を雇うのはなかなか困難だというお話があります。しかしながら雇用を進めていくには障害者ご本人の能力維持と高めるという観点、それから企業の理解の促進という観点、地域の理解を進める、3つが必要と思っています。こういうことならできる、こういうこと成功したということ調べあげて、他の企業にご紹介をすとか、こういったことならお宅の事業でも受け入れられるはずですよというようなことに、今後力を入れていくべきだと私どもも捉えております。いただいたご意見をよく検討した上で、次回に骨格をどうするのか、具体的な施策の中にいただいたご提言をどう活かすのか、ご報告をさせていただきますと思っています。ありがとうございます。

(議長)

これをもって、議題を終わりたいと思います。ご協力ありがとうございました。

4 報告の概要

(1) 報告「山梨県障害者幸住条例の改正について」

資料により、事務局から説明した後、次のとおり意見交換を行った。

(委員)

20年前に幸住条例が策定されましたが、条例の影響を1つも感じていませんでした。これからはきちんと絵に書いた餅にならないように、きちんと進めていただきたいと思っています。意見としてお出しします。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございました。先ほど委員から障害者の差別の実体について調査をするように話がありましたが、検討委員会で進めて参りたいと思います

(司会)

続きまして、報告事項の(2)でございます。山梨県自立支援協議会からの報告につ

いてでございます。

- (2) 報告「山梨県自立支援協議会からの報告について」
資料により、山梨県自立支援協議会から説明した後、次のとおり意見交換を行った
が、質疑、意見交換は無かった。